

厚生労働省告示第三百八十号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を次のように定める。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定健康診査に関する事項

ア 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を実施した年月日に

係る事項

イ 特定健康診査を実施した機関に係る事項

ウ 特定健康診査を受診した者に係る事項（特定健康診査を受診した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）

エ 特定健康診査の受診券に係る事項

オ 特定健康診査の結果に係る事項

カ アからオまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するために必要な事項

二 特定保健指導に関する事項

ア 特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）を実施した年月日に係る事項

イ 特定保健指導を実施した機関に係る事項

ウ 特定保健指導を利用した者に係る事項（特定保健指導を利用した者の生年月日、性別及び郵便番号に限る。）

エ 特定保健指導の利用券に係る事項（当該特定保健指導を利用した者に係る特定健康診査の受診券に係る事項を含む。）

オ 特定保健指導の結果に係る事項

カ アからオまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

三 特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項

ア 特定健康診査の実施率に係る事項

イ 特定保健指導の実施率に係る事項

ウ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群（法第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者をいう。）の減少率に係る

事項

エ アからウまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項